

新	旧
<p>店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款</p>
<p>第1条 （本約款の趣旨）</p> <p>1 （内容省略）</p> <p>2 当社に本取引<u>アカウント</u>を登録するに際し、金融商品取引法その他関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途、「店頭外国為替証拠金取引に関する確認書」を差し入れる、または電子的方法により、その内容に同意するものとします。</p> <p>（第2条～第4条 省略）</p> <p>第5条 （<u>アカウントの登録</u>）</p> <p>1 お客様は、本約款に定める店頭外国為替証拠金取引を行うことを目的として、当社所定の「店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款」及び「店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）説明書（契約締結前交付書面）」、その他当社の定める規則等に同意の上、取引時確認の手続等、当社所定の手続により店頭外国為替証拠金取引<u>アカウント</u>（以下、「本<u>アカウント</u>」）と申します。）の登録の申込を行うものとします。申込にあたっては、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>《個人のお客様の場合》</p> <p>（(1)～(13) 省略）</p> <p>(14) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p>	<p>第1条 （本約款の趣旨）</p> <p>1 （内容省略）</p> <p>2 当社に本取引<u>口座</u>を開設するに際し、金融商品取引法その他関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途、「店頭外国為替証拠金取引に関する確認書」を差し入れる、または電子的方法により、その内容に同意するものとします。</p> <p>（第2条～第4条 省略）</p> <p>第5条 （<u>口座の開設</u>）</p> <p>1 お客様は、本約款に定める店頭外国為替証拠金取引を行うことを目的として、当社所定の「店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款」及び「店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）説明書（契約締結前交付書面）」、その他当社の定める規則等に同意の上、取引時確認の手続等、当社所定の手続により店頭外国為替証拠金取引<u>口座</u>（以下、「本<u>口座</u>」）と申します。）の開設の申込を行うものとします。申込にあたっては、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>《個人のお客様の場合》</p> <p>（(1)～(13) 省略）</p> <p>(14) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。 ・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。 ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。 ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。 ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により <u>アカウント</u> が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。 <p>(以下、省略)</p> <p>《法人のお客様の場合》</p> <p>((1)～(11) 省略)</p> <p>(12) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。 ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。 ・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。 ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。 ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。 ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により <u>口座</u> が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。 <p>(以下、省略)</p> <p>《法人のお客様の場合》</p> <p>((1)～(11) 省略)</p> <p>(12) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。 ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
---	--

<p>・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。</p> <p>・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により <u>アカウント</u> が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <p><取引担当者基準></p> <p>○取引担当者は1 <u>アカウント</u> につき1名。</p> <p>○取引担当者と法人代表者は同一でも可能。</p> <p>○法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。</p> <p>○日本国内に居住する満18歳以上（高校生を除く）満75歳未満の行為能力を有する個人であること。</p> <p>○ <u>アカウント</u> 名義人である法人の役職員であること。</p> <p>○反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、且つ将来にわたって、役職員が暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。 ・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。 ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用い 	<p>・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。</p> <p>・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により <u>口座</u> が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <p><取引担当者基準></p> <p>○取引担当者は1 <u>口座</u> につき1名。</p> <p>○取引担当者と法人代表者は同一でも可能。</p> <p>○法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。</p> <p>○日本国内に居住する満18歳以上（高校生を除く）満75歳未満の行為能力を有する個人であること。</p> <p>○ <u>口座</u> 名義人である法人の役職員であること。</p> <p>○反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、且つ将来にわたって、役職員が暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。 ・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。 ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用い
--	---

<p>る行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。 ・ 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により <u>アカウント</u> が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。 <p>(以下、省略)</p> <p>2 本約款により行われるすべての金銭の計上は本 <u>アカウント</u> を用いて処理するものとします。</p> <p>3 本 <u>アカウント</u> はお客様お一人様につき、一 <u>アカウント</u> とさせていただきます。</p> <p>4 本 <u>アカウント登録</u> の諾否は、当社が当社の審査基準に基づき判定するものとし、お客様は当社が本 <u>アカウント</u> の <u>登録</u> を承諾した場合に限り、本取引を行うことができます。</p> <p>5 前項の審査に関するお問い合わせについて、当社はその内容については開示しないものとします。</p> <p>6 当社はお客様のお申し込み承諾後に、お客様に <u>アカウント</u> 番号及びパスワードを通知し、お客様が利用開始時に使用する <u>アカウント</u> 番号及びパスワードが一致した場合のみ行うことができます。</p> <p>7 当社が承諾後にお客様に通知した <u>アカウント</u> 番号及びパスワードを使用できるのはお客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡することはできません。お客様ご本人以外の方の使用が判明した場合には、DMM FX の利用を停止いたします。</p>	<p>る行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。 ・ 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により <u>口座</u> が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。 <p>(以下、省略)</p> <p>2 本約款により行われるすべての金銭の計上は本 <u>口座</u> を用いて処理するものとします。</p> <p>3 本 <u>口座</u> はお客様お一人様につき、一 <u>口座</u> とさせていただきます。</p> <p>4 本 <u>口座開設</u> の諾否は、当社が当社の審査基準に基づき判定するものとし、お客様は当社が本 <u>口座</u> の <u>開設</u> を承諾した場合に限り、本取引を行うことができます。</p> <p>5 前項の審査に関するお問い合わせについて、当社はその内容については開示しないものとします。</p> <p>6 当社はお客様のお申し込み承諾後に、お客様に <u>口座</u> 番号及びパスワードを通知し、お客様が利用開始時に使用する <u>口座</u> 番号及びパスワードが一致した場合のみ行うことができます。</p> <p>7 当社が承諾後にお客様に通知した <u>口座</u> 番号及びパスワードを使用できるのはお客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡することはできません。お客様ご本人以外の方の使用が判明した場合には、DMM FX の利用を停止いたします。また、</p>
--	--

<p>また、お客様、<u>アカウント</u>番号及びパスワードが第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、お客様の<u>アカウント</u>番号及びパスワードにより、お客様ご本人以外の方が行ったすべての取引については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任はお客様ご本人に帰するものとします。</p> <p>8 前項の場合において当社に損失が生じた場合は、お客様名義の<u>アカウント</u>を実質的に利用していた第三者を<u>アカウント</u>の利用者とみなして、当社は当該第三者及び名義人に対し、損害賠償を請求することができることとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第6条 (本人確認書類及び届出事項)</p> <p>1 <u>アカウント登録</u>審査において、お客様ご本人の確認のため、下記の書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、「個人情報保護宣言」及び「個人情報に関する公表文」に則り当社で適切に管理します。なお、ご提出いただいた本人確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第7条 (禁止事項)</p> <p>1 お客様は、お客様が次の各号に定める行為を行ってはならないことに予め承諾することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。</p> <p>((1)～(11) 省略)</p>	<p>お客様、<u>口座</u>番号及びパスワードが第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、お客様の<u>口座</u>番号及びパスワードにより、お客様ご本人以外の方が行ったすべての取引については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任はお客様ご本人に帰するものとします。</p> <p>8 前項の場合において当社に損失が生じた場合は、お客様名義の<u>口座</u>を実質的に利用していた第三者を<u>口座</u>の利用者とみなして、当社は当該第三者及び名義人に対し、損害賠償を請求することができることとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第6条 (本人確認書類及び届出事項)</p> <p>1 <u>口座開設</u>審査において、お客様ご本人の確認のため、下記の書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、「個人情報保護宣言」及び「個人情報に関する公表文」に則り当社で適切に管理します。なお、ご提出いただいた本人確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第7条 (禁止事項)</p> <p>1 お客様は、お客様が次の各号に定める行為を行ってはならないことに予め承諾することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。</p> <p>((1)～(11) 省略)</p>
--	--

<p>(12)他人名義（家族名義を含む）で<u>アカウント登録</u>の申し込みを行うことまたは他人名義の<u>アカウント</u>を利用して取引を行うこと （以下、省略）</p> <p>2 お客様が当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、当社は事前の通知なく当該<u>アカウント</u>を凍結し、過去に遡り約定を無効とすることができるものとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお、当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、約定の無効によりお客様に生じた損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。</p> <p>（第8条～第9条 省略）</p> <p>第10条（注文の受付・実行） （1～8 省略）</p> <p>9 当社は、前項によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に従い、相当な時間内に注文された取引を成立させるものとします。ただし、以下の事由が生じたときは、当社は注文された取引を成立させない若しくは、約定済み注文を取消又は訂正することができます。</p> <p>(1) お客様の本<u>アカウント</u>における純資産額がポジション必要証拠金と注文証拠金の総額に満たなくなるとき。 （(2)～(4) 省略）</p> <p>(5) 本<u>アカウント</u>が凍結されているとき。 （以下、省略）</p>	<p>(12)他人名義（家族名義を含む）で<u>口座開設</u>の申し込みを行うことまたは他人名義の<u>口座</u>を利用して取引を行うこと （以下、省略）</p> <p>2 お客様が当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、当社は事前の通知なく当該<u>口座</u>を凍結し、過去に遡り約定を無効とすることができるものとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお、当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、約定の無効によりお客様に生じた損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。</p> <p>（第8条～第9条 省略）</p> <p>第10条（注文の受付・実行） （1～8 省略）</p> <p>9 当社は、前項によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に従い、相当な時間内に注文された取引を成立させるものとします。ただし、以下の事由が生じたときは、当社は注文された取引を成立させない若しくは、約定済み注文を取消又は訂正することができます。</p> <p>(1) お客様の本<u>取引口座</u>における純資産額がポジション必要証拠金と注文証拠金の総額に満たなくなるとき。 （(2)～(4) 省略）</p> <p>(5) 本<u>口座</u>が凍結されているとき。 （以下、省略）</p>
--	---

<p>10 （内容省略）</p> <p>11 当社は、以下の事由が生じたときは、新たな注文を受け付けられないことができることとします。</p> <p>（(1)～(2) 省略）</p> <p>(3) お客様が当社の<u>アカウント登録</u>申込受付基準に反することが判明した場合、又は本約款、契約締結前交付書面、個人情報等の取扱いについて等の内容にご同意いただけないとき</p> <p>(4) 本<u>アカウント</u>に対して異名義での入金が行われたとき</p> <p>（(5)～(7) 省略）</p> <p>(8) 本<u>アカウント</u>が凍結されているとき</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第 11 条 （追加証拠金、マージンカット）</p> <p>（1～3 省略）</p> <p>4 お客様が追加証拠金額以上の現金若しくは当社の定める代用有価証券を当社に差し入れた場合でも、その理由の如何に関わらず取引<u>アカウント</u>への金額の反映が間に合わず、マージンカットにより反対売買による強制決済が執行されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第 12 条 （ロスカット）</p> <p>（1～2 省略）</p>	<p>10 （内容省略）</p> <p>11 当社は、以下の事由が生じたときは、新たな注文を受け付けられないことができることとします。</p> <p>（(1)～(2) 省略）</p> <p>(3) お客様が当社の<u>口座開設</u>申込受付基準に反することが判明した場合、又は本約款、契約締結前交付書面、個人情報等の取扱いについて等の内容にご同意いただけないとき</p> <p>(4) 本<u>口座</u>に対して異名義での入金が行われたとき</p> <p>（(5)～(7) 省略）</p> <p>(8) 本<u>口座</u>が凍結されているとき</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第 11 条 （追加証拠金、マージンカット）</p> <p>（1～3 省略）</p> <p>4 お客様が追加証拠金額以上の現金若しくは当社の定める代用有価証券を当社に差し入れた場合でも、その理由の如何に関わらず取引<u>口座</u>への金額の反映が間に合わず、マージンカットにより反対売買による強制決済が執行されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第 12 条 （ロスカット）</p> <p>（1～2 省略）</p>
---	---

<p>3 お客様が新たに現金及び当社の定める代用有価証券を当社に差し入れた場合でも、取引<u>アカウント</u>への金額の反映が間に合わず、ロスカットが執行されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。 (以下、省略)</p> <p>第 13 条（預託証拠金） (1～3 省略)</p> <p>4 当社は、お客様から出金可能額及び代用引出可能額の範囲内で、全部又は一部の返還請求を受けた場合、当該請求を受けた日から起算して、原則 3 営業日以内に当該請求に係る額をお客様に返還するものとします（代用有価証券の場合は、翌国内株式営業日）。ただし、代用有価証券の振替については、代用引出可能額以内の金額であったとしても、指示した金額が 1 単元の価格に満たない場合、若しくは 1 単元に満たない部分については、当該代用有価証券の振替はできません（DMM FX <u>アカウント</u>で代用有価証券として使用している期間に株式分割等により発生した単元未満の有価証券を除く）。 (以下、省略)</p> <p>第 14 条（代用有価証券）</p> <p>1 証拠金として、現金に代えて代用有価証券を差し入れる場合には、当社にて本<u>アカウント</u>と同一名義人による「DMM 株」<u>アカウント</u>の<u>登録</u>が必要です。 (2～5 省略)</p> <p>6 本<u>アカウント</u>に預託証拠金として差し出している代用有価証券を売却した際の売却代金は、約定日から起算して 3 国内株式営業日目に受</p>	<p>3 お客様が新たに現金及び当社の定める代用有価証券を当社に差し入れた場合でも、取引<u>口座</u>への金額の反映が間に合わず、ロスカットが執行されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。 (以下、省略)</p> <p>第 13 条（預託証拠金） (1～3 省略)</p> <p>4 当社は、お客様から出金可能額及び代用引出可能額の範囲内で、全部又は一部の返還請求を受けた場合、当該請求を受けた日から起算して、原則 3 営業日以内に当該請求に係る額をお客様に返還するものとします（代用有価証券の場合は、翌国内株式営業日）。ただし、代用有価証券の振替については、代用引出可能額以内の金額であったとしても、指示した金額が 1 単元の価格に満たない場合、若しくは 1 単元に満たない部分については、当該代用有価証券の振替はできません（DMM FX <u>口座</u>で代用有価証券として使用している期間に株式分割等により発生した単元未満の有価証券を除く）。 (以下、省略)</p> <p>第 14 条（代用有価証券）</p> <p>1 証拠金として、現金に代えて代用有価証券を差し入れる場合には、当社にて本<u>取引口座</u>一名義人による「DMM 株」<u>口座</u>の<u>開設</u>が必要です。 (2～5 省略)</p> <p>6 本<u>取引口座</u>に預託証拠金として差し出している代用有価証券を売却した際の売却代金は、約定日から起算して 3 国内株式営業日目に受渡し</p>
---	--

<p>渡しされ、手数料及び譲渡益税徴収相当額（特定口座で源泉徴収ありの場合）を差し引いた金額が本<u>アカウント</u>の預託証拠金残高に自動的に振り替えられます。</p> <p>第 15 条（入金及び代用有価証券の振替（入庫）について）</p> <p>1 本取引を行うにあたり、お客様は、本<u>アカウント</u>に振込送金する方法により証拠金の入金を行うものとし、当社は、原則として、お客様からの入金を確認した後に本<u>アカウント</u>に入金処理するものとします。ただし、お客様からの入金を確認した後であっても、当社及び金融機関の事務処理の都合上、入金処理までに時間がかかる場合があります、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>2 （内容省略）</p> <p>3 お客様は、ご本人名義の金融機関から本<u>アカウント</u>へ証拠金の振込をすることとし、振込人名義が、当社の本<u>アカウント</u>名義と相違している（以下、「異名義による振込」といいます。）場合には、入金処理後であっても原則としてお客様ご自身で当該振込入金の取消処理を行うこととし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。 (以下、省略)</p> <p>(第 16 条～第 19 条 省略)</p> <p>第 20 条（支払不能又は不能となる恐れがある場合等における本取引）</p> <p>1 お客様が第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前の連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、お客様が本<u>アカウント</u>を通じて行っているすべての本取引につき、そ</p>	<p>され、手数料及び譲渡益税徴収相当額（特定口座で源泉徴収ありの場合）を差し引いた金額が本<u>取引口座</u>の預託証拠金残高に自動的に振り替えられます。</p> <p>第 15 条（入金及び代用有価証券の振替（入庫）について）</p> <p>1 本取引を行うにあたり、お客様は、本<u>取引口座</u>に振込送金する方法により証拠金の入金を行うものとし、当社は、原則として、お客様からの入金を確認した後に本<u>取引口座</u>に入金処理するものとします。ただし、お客様からの入金を確認した後であっても、当社及び金融機関の事務処理の都合上、入金処理までに時間がかかる場合があります、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>2 （内容省略）</p> <p>3 お客様は、ご本人名義の金融機関から本<u>取引口座</u>へ証拠金の振込をすることとし、振込人名義が、当社の本<u>取引口座</u>名義と相違している（以下、「異名義による振込」といいます。）場合には、入金処理後であっても原則としてお客様ご自身で当該振込入金の取消処理を行うこととし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。 (以下、省略)</p> <p>(第 16 条～第 19 条 省略)</p> <p>第 20 条（支払不能又は不能となる恐れがある場合等における本取引）</p> <p>1 お客様が第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前の連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、お客様が本<u>口座</u>を通じて行っているすべての本取引につき、それを決</p>
--	---

<p>れを決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるものとします。</p> <p>2 （内容省略）</p> <p>3 お客様が第 19 条第 2 項の各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、お客様は、当社の指定する日時までに、当社の本<u>アカウント</u>を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第 21 条 （差引計算）</p> <p>1 お客様は、当社との一切の取引において、下記に列挙する事項のいずれかに該当した場合、当社の通知により、当社に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失するものとし、当社は、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。</p> <p>(1) <u>アカウント登録</u>時に虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>（以下、省略）</p> <p>（第 22 条～第 32 条 省略）</p> <p>第 33 条 （解約）</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 19 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。</p>	<p>済するために必要な反対売買を行い、決済することができるものとし ます。</p> <p>2 （内容省略）</p> <p>3 お客様が第 19 条第 2 項の各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、お客様は、当社の指定する日時までに、当社の本<u>口座</u>を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第 21 条 （差引計算）</p> <p>1 お客様は、当社との一切の取引において、下記に列挙する事項のいずれかに該当した場合、当社の通知により、当社に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失するものとし、当社は、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。</p> <p>(1) <u>口座開設</u>時に虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>（以下、省略）</p> <p>（第 22 条～第 32 条 省略）</p> <p>第 33 条 （解約）</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 19 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。</p>
---	---

<p>((1)～(9) 省略)</p> <p>(10)お客様の取引<u>アカウント</u>が他人名義もしくは架空名義で<u>登録</u>されていると当社が合理的に判断したとき</p> <p>(11)お客様の<u>登録アカウント</u>のお取引及び全ての残高がなくなった後、相当期間が経過したとき</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第34条～第40条 省略)</p> <p>第41条（個人情報の取扱い）</p> <p>1 （内容省略）</p> <p>2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として、以下の（1）、（2）又は（3）に該当する場合（該当する可能性があるとして当社が判断する場合を含む。）、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、<u>アカウント</u>番号、<u>アカウント</u>残高、<u>アカウント</u>に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報。）を米国税務当局に提供することがあります。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>3 お客様は、本<u>アカウント</u>の<u>登録</u>に当たり、当社の「個人情報の取扱いについて」及び、本条第2項の内容を承諾するものとします。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>((1)～(9) 省略)</p> <p>(10)お客様の取引<u>口座</u>が他人名義もしくは架空名義で<u>開設</u>されていると当社が合理的に判断したとき</p> <p>(11)お客様の<u>開設口座</u>のお取引及び全ての残高がなくなった後、相当期間が経過したとき</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第34条～第40条 省略)</p> <p>第41条（個人情報の取扱い）</p> <p>1 （内容省略）</p> <p>2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として、以下の（1）、（2）又は（3）に該当する場合（該当する可能性があるとして当社が判断する場合を含む。）、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、<u>口座</u>番号、<u>口座</u>残高、<u>口座</u>に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報。）を米国税務当局に提供することがあります。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>3 お客様は、本<u>口座</u>の<u>開設</u>に当たり、当社の「個人情報の取扱いについて」及び、本条第2項の内容を承諾するものとします。</p> <p>(以下、省略)</p>
---	---

<p>令和6年8月24日 改訂</p>	
---------------------	--